

～待望の第2弾～障がい者用福祉機器を設置しました！！

視覚障がい者用音声拡大読書器



視覚障がい者用音声拡大読書器は、視覚障がい者、高齢者等の方に、文章を音声に変換して読上げ、付属のディスプレイ上に拡大して表示します。プライバシー保護のため、専用イヤホンにてお聞きいただくこともできますので、ぜひ一度ご利用ください。

設置場所
石橋庁舎(社会福祉課)、石橋図書館

聴覚障がい者用簡易筆談器



聴覚障がい者用簡易筆談器は、耳の不自由な方とのコミュニケーションを筆談により行うものです。各課窓口において、耳マーク(下記参照)を設置してある場所に置かれていますのでご利用ください。

設置場所
各課窓口にある



が目印です。

「耳マーク」

問い合わせ先

社会福祉課 ☎52-1112

障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

社会福祉課 ☎52-1112

⑩特定疾患患者福祉手当について

栃木県特定疾患治療研究事業の対象となっている難病患者または、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている難病患者(小児)を扶養している保護者に手当を支給しています。

支給額

月額2,500円(年2回、9月と3月に支給)

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券、登録者証のうちいずれか1つ
- ・口座振込の通帳(ゆうちょ銀行口座をご利用の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要となります)
- ・印鑑

その他

- ・受給者証、受診券をお持ちでない方は、県南健康福祉センターで申請し、交付後に申請してください。
- ・原則、毎年1回の申請が必要になります。